

4月より児童手当制度が拡充されました

児童手当制度が4月より 改正され、①対象年齢が小学校6年生修了前までに拡大、そして
②所得制限が緩和されることになりました。

◆改正の内容◆

①支給対象年齢の拡大

(改正前) 小学校3年生修了前(9歳到達後最初の年度末)まで (改正後) 小学校6年生修了前(12歳到達後最初の年度末)まで
②所得制限の緩和(下表参照) ※手当額は従来どおり、第1子・第2子 5,000円、第3子以降 10,000円

児童手当の支給を受けるには？

◆小学校5～6年生(H6.4.2生まれ～H8.4.1生まれ)の児童を養育されている方

- ① H18年3月現在、児童手当を受給していない方→認定請求(申請書類を送付しています。)
- ② H18年3月現在、児童手当を受給している方→額改定請求(現況届と一緒に提出してください。申請用紙は6月初旬に受給者宛に送付いたします。)

◆小学校4年生(H8.4.2生まれ～H9.4.1生まれ)の児童を養育されている方

- ① H18年3月現在、児童手当を受給していない方→認定請求
- ② H18年3月現在、児童手当を受給している場合→**手続の必要はありません**(※現況届の提出は必要)

◆平成17年度所得オーバーにより、児童手当を受給していない方

所得制限の緩和により新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する方は認定請求してください。

- *公務員の方は勤務先で申請してください。
- *申請書のほかに、「申請者の保険証の写し」や「年金加入証明書」、「所得証明書」を添付していただく場合があります。

【!!重要!!】

法改正に伴う請求は、平成18年9月30日までに申請された場合、特例的に平成18年4月分までを上限としてさかのぼって支給されます。(※10月1日以降の請求については、申請された翌月分からの支給となります。)
※所得が一定以上の方や、申請書類を提出されない方には、児童手当は支給されません。

所得制限限度額表(H18.4.1より適用) (単位:円)

扶養親族等の数	自営業者等(国民年金加入者)	サラリーマン(厚生年金加入者)
0人	4,600,000	5,320,000
1人	4,980,000	5,700,000
2人	5,360,000	6,080,000
3人	5,740,000	6,460,000
4人	6,120,000	6,840,000
5人	6,500,000	7,220,000

*所得は前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。

(特別) 児童扶養手当受給者の皆様へ

平成18年4月分から手当額が変更されます

(特別) 児童扶養手当は、前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の手当額を自動的に改定する物価スライドが適用されています。

今回、平成17年度の消費者物価指数の比率がマイナス0.3%であったことから、平成18年4月分より手当額もマイナス0.3%の改定を行うことになりました。
※平成18年8月支払(平成18年4月～7月分)から改定されます。

◆児童扶養手当月額◆

区分	児童1人	児童2人	児童3人	
手当月額	全部支給	41,720円	46,720円	49,720円
	一部支給	41,710円 9,850円	46,710円 14,850円	49,710円 17,850円

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

◆特別児童扶養手当◆

区分	1級	2級
手当月額	50,750円	33,800円

【問合先】 社会福祉課 子育て支援係 TEL42-8726 (直通)



華

BEYES

全国No.1 建てるときも、建てたあとも。 // 安心宣言 // アイフルホーム

アイフルホームが贈る「南欧風の家」新登場。

累計契約棟数11万棟の実績から生まれた

29.9万円(税込)

坪(3.3㎡)あたり

3つの注目ポイント

- ① 安心の高耐震・高耐久設計
- ② クリーン・安心なオール電化仕様
- ③ 60年保証の長寿命住宅

お問い合わせ **アイフルホーム 加西店**

(株)三宅工務店 建設業許可 知事(特-15)第352103号
宅建免許 知事(1)第350365号

〒675-2311 兵庫県加西市北条町横尾314-1
☎0790-43-0711 ■定休日/水曜日
http://www.eonet.ne.jp/~e-miyake/